

【医薬品名】乾燥弱毒生水痘ワクチン

【措置内容】以下のように使用上の注意を改めること。

[用法及び用量に関連する接種上の注意] の項の接種対象者に関する記載を

「接種対象者

接種の対象となるのは、生後12月以上の水痘既往歴のない者及び下記(1)～(6)に該当するものである。

なお、接種時に下記(1)～(6)に該当していても、接種後2週間以内に治療等により末梢血リンパ球数の減少あるいは免疫機能の低下が予想される場合は、接種を避けること。〔播種性の症状を呈するなどワクチンウイルスの感染を増強させる可能性がある。〕」

と改める。

参考 企業報告